

職業経験等から再就職が困難なかたの就職を促進

## 『積極雇用実施事業所奨励金』を創設

～上記のかたを積極的に雇用された事業者に奨励金を交付～

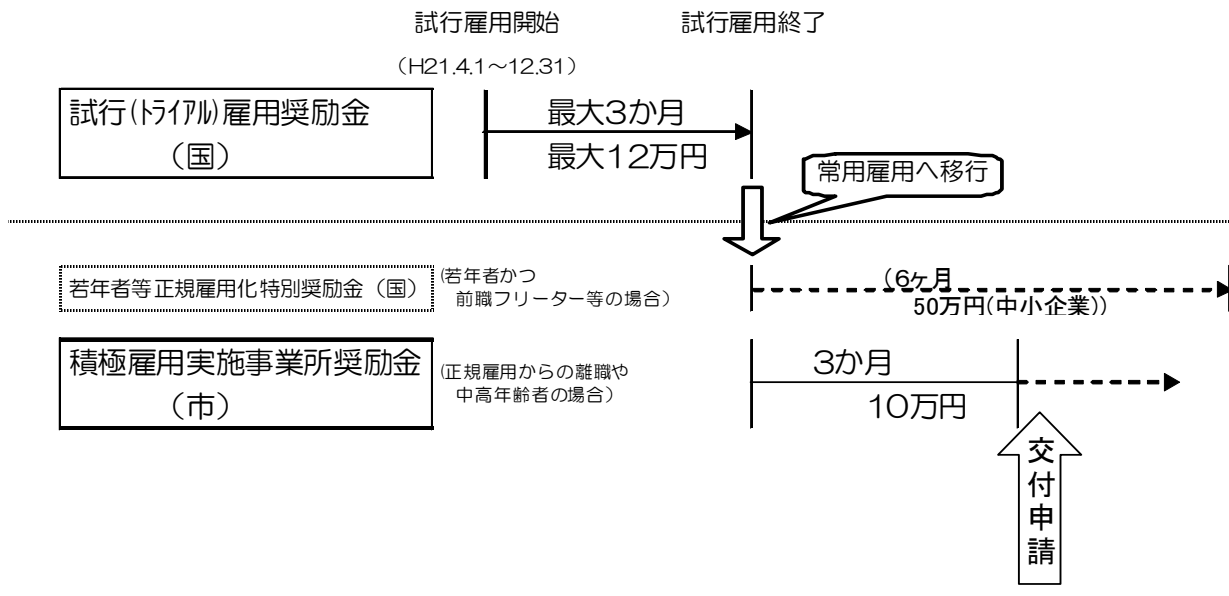
平成 21 年 10 月 8 日

京丹後市役所

引き続き厳しい経済・雇用環境がある中、離職を余儀なくされ、職業経験・技能・知識等から再就職が困難なかたの就職を促進するため、『積極雇用実施事業所奨励金』の交付を開始します。

この制度は、市内の事業者のかたが、上記のかたを、国の「試行（トライアル）雇用」制度を活用して雇用し、同期間終了時にそのかたを常用雇用に移行させ、引き続き3箇月以上雇用した場合に交付するものです。

### 〔制度のイメージ〕



### 〔奨励金交付額〕

労働者1人あたり 10万円

## 〔交付条件〕

次のすべての条件を満たすことが必要です。

- 市内に事業所を有するかたで、ハローワークとの協議にもとづき平成21年4月1日から12月31日の間に「試行（トライアル）雇用」を開始し、同期間終了時「トライアル雇用結果報告書」をハローワークに提出し、国の奨励金（試行（トライアル）雇用奨励金）の交付決定を受けた。
- 試行（トライアル）雇用終了時、その労働者を常用雇用（1週間の所定労働時間が30時間以上で、雇用保険の被保険者として雇用）に移行させ、その日から3箇月以上継続して雇用した。
- その労働者は、常用雇用への移行日またはその3箇月経過後の日において、京丹後市に住所を有していた。（両日とも有していた場合も含む）
- 市税・料を滞納していない。
- この補助金と重複給付が受けられない（併給調整が行われる）他の制度への奨励金等を申請されないこと。

## 〔申請方法〕

常用雇用移行日から3箇月以上経過した後に、「京丹後市積極雇用実施事業所奨励金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、市役所商工観光部産業雇用総合振興課まで提出してください。（申請書類は、産業雇用総合振興課にあります。）

## 〔問い合わせ先〕

市役所商工観光部産業雇用総合振興課

電話 69-0440 FAX72-2030 電子メール [sangyo@city.kyotango.kyoto.jp](mailto:sangyo@city.kyotango.kyoto.jp)

### 国の「試行雇用奨励金」について

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層について、これらのかたを一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行能力を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらのかたの早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として支給される奨励金です。

「試行雇用期間」は原則として3か月間で、最大12万円の奨励金が支給されます。

（月額4万円×3箇月）